

開設講座名	【選択】学校と裁判	担当講師	藪本 知二					
講習会場	山口県立大学（北キャンパス） 2号館B205教室	会場所在地	山口市桜島 6-2-1					
開設日	令和2年8月18日（火）	時間数	6時間	受講定員	30人			
募集期間	令和2年5月17日～5月31日	履修認定期間	令和2年9月30日まで					
履修認定対象職種	教諭 養護教諭	主な受講対象者	小・中・高等・特別支援学校教諭、 養護教諭					
受講料等総額	6,000円	うち受講料以外の経費	0円					
【到達目標】								
①学校裁判における基礎的な法知識を習得する。 ②学校裁判（特に、いじめ・体罰・教育内容をめぐる裁判）の動向を理解し、そこで問題となっている事柄について理解する。								
【講習の概要】 学校という場で生起するいじめ（ハラスメント）、体罰、子どもの権利などをめぐる裁判例の動向を概観し、具体的な裁判例を分析・検討することによって、事件の再発防止および子どもの権利（子どもの学習権など）の保障の観点から、学校が取り組むべき課題について考える。 講習において、討議の時間を設けたい。								
<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育裁判の動向と学校教育裁判を理解するための基礎的な法知識 2. いじめ裁判 いじめ防止対策推進法の概要と判例の展開の概観 3. 児童虐待防止法制と体罰 児童虐待防止法制の概要。体罰法制の概要と判例の展開 4. 体罰裁判 ケース・スタディ～最三小判平成21年4月28日民集63巻4号904頁の検討を中心に～ 5. 教育内容と子どもの人権 判例の展開の概観～最二小判平成8年3月8日民集50巻3号469頁の検討を中心に～ 6. 筆記試験 								
【評価の方法・評価基準】 評価の方法：筆記試験による。 合格：「到達目標」に達していること。 不合格：上記以外の場合。								
【テキスト・参考資料】 テキストは使用しない。 講義は当日配布する資料にて行う。								
【受講者への伝達事項】 本講習で取りあげる学校教育裁判の事例（いじめ・体罰・校則・教育内容などをめぐる裁判事例）を新聞や判例集（裁判所のホームページ）などで事前に読んでおくと、理解が深まるでしょう。								